

県支援センターの機能・役割の見直し（案）

現行指針における県支援センターの 機能・役割		今後県支援センターが担うべき 機能・役割
①広域支援センターへの助言、人的支援及びリハビリテーションに関する研修を実施	→	①広域支援センターへの助言、技術的支援等による事業協力
④広域支援センターとともに課題の分析・具体的事業計画の立案	↗	
	新規	②広域支援センター相互の連携及び情報共有の促進
②関係団体や医療機関との連絡調整を密に行う「連絡調整会議」等の開催	-	
③医療・福祉に係るリハビリテーション資源の調査・提供	→	③地域リハビリテーションに関わる先駆的事例の調査
	新規	④地域リハビリテーション関係機関の情報共有の促進
	新規	⑤地域リハビリテーション関係機関従事者の人材育成
⑤地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象とした講演会等の開催	→	⑥地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象とした普及・啓発
⑦地域リハビリテーション推進事業の普及啓発	↗	
⑥住民及び広域支援センターへの福祉用具、住宅改修等の相談対応の支援	-	